

○厚生労働省令第四十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第二十二條第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項第二号中「又は前号ハからホまでに掲げるもの以外の再生医療等製品」を削り、「一・〇」を「一・二八」に改め、同項第三号中「〇・六」を「〇・七七」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「医薬品医療機器等法第二條第五項」を「前号に掲げるもの以外の医薬品医療機器等法第二條第五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令

第九十一号）第十二条第一項イ(1)に規定する特定高度管理医療機器 二・四

第三十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

九 第一号ハからホまでに掲げるもの以外の再生医療等製品 一・〇

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。